

議案第十一号

杉並区環境清掃審議会条例

右の議案を提出する。

平成十六年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区環境清掃審議会条例

(設置)

第一条 環境の保全並びに廃棄物の適正な処理及び再利用の促進に関して必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、杉並区環境清掃審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第二条 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

一 杉並区環境基本条例（平成九年杉並区条例第三号）第九条第一項に規定する杉並区環境基本計画及び杉並区環境配慮行動指針に関すること。

二 廃棄物の適正な処理及び再利用の促進の基本方針に関すること。

三 その他環境の保全並びに廃棄物の適正な処理及び再利用の促進に関する重要な事項

2 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

(組織)

第三条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員二十二人以内をもって組織する。

一 区民

二 区議会議員

三 学識経験者

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。ただし、任期が連続して三期を超えることとなるときは、この限りでない。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があつたときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第六条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十六年七月一日から施行する。

2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和五十年杉並区条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表中

杉並区環境審議会	日額 一二、〇〇〇円
杉並区都市計画審議会	日額 一二、〇〇〇円

を

杉並区都市計画審議会	日額 一二、〇〇〇円
------------	------------

に、

杉並区清掃審議会	日額 一二、〇〇〇円
杉並区介護保険運営協議会	日額 一二、〇〇〇円

を

杉並区環境基本条例（平成九年杉並区条例第三号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第四章 杉並区環境審議会（第十五条 第二十条）
第五章 雑則（第二十一条）
第十五条）」に改める。

第九条第四項及び第五項中「杉並区環境審議会」を「杉並区環境清掃審議会」に改める。

第十条第一項中「（以下「白書」という。）」を削り、同条第二項を削る。
第四章を削る。

第五章中第二十一条を第十五条とし、同章を第四章とする。

杉並区介護保険運営協議会	日額 一二、〇〇〇円
--------------	------------

に、

杉並区文化財保護審議会	日額 一二、〇〇〇円
-------------	------------

を

杉並区環境清掃審議会	日額 一二、〇〇〇円
杉並区文化財保護審議会	日額 一二、〇〇〇円

に改める。

4 杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成十一年杉並区条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 杉並区清掃審議会（第五十九条 第六十三条）」を「第五章 削除」に改める。

第四条の見出し中「清掃審議会」を「環境清掃審議会」に改め、同条中「処理」を「適正な処理」に、「杉並区清掃審議会」を「杉並区環境清掃審議会」に改める。
第五章を次のように改める。

第五章 削除

第五十九条から第六十三条まで 削除

5 杉並区ダイオキシン類の発生抑制に関する条例（平成十二年杉並区条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「杉並区環境審議会」を「杉並区環境清掃審議会」に改める。

（提案理由）

環境清掃審議会を設置する等の必要がある。

杉並区環境清掃審議会条例新旧対照表（抄）

附則第三項による改正（杉並区環境基本条例の一部改正）

新 条 例 旧 条 例

目次

前文

第一章～第三章 略

第四章 雑則（第十五条）

附則

（環境基本計画等）

第九条 略

2 及び 3 略

4 区長は、少なくとも毎年一回、環境基本計画及び配慮行動指針（以下「環境基本計画等」という。）に関する施策の状況を整理し、杉並区環境清掃審議会に報告しなければ

目次

前文

第一章～第三章 略

第四章 杉並区環境審議会（第十五条 第二十条）

第五章 雑則（第二十一条）

附則

（環境基本計画等）

第九条 略

2 及び 3 略

4 区長は、少なくとも毎年一回、環境基本計画及び配慮行動指針（以下「環境基本計画等」という。）に関する施策の状況を整理し、杉並区環境審議会に報告しなければ

ばならない。

5 区長は、環境基本計画等を策定するに当たっては、あらかじめ杉並区環境清掃審議会
の意見を聴かなければならない。

6 〽 8 略

(環境白書)

第十条 区長は、区の環境の現状、今後の望ましい姿、達成すべき目標等を記載した環境白書
を作成し、発行するものとする。
を定期的

ばならない。

5 区長は、環境基本計画等を策定するに当たっては、あらかじめ杉並区環境審議会
の意見を聴かなければならない。

6 〽 8 略

(環境白書)

第十条 区長は、区の環境の現状、今後の望ましい姿、達成すべき目標等を記載した環境白書(以下「白書」という。)を定期的
に作成し、発行するものとする。
2 前条第五項の規定は、白書の作成について準用する。

第四章 杉並区環境審議会

(審議会の設置)

第十五条 区の環境の保全に必要事項を調査審議するため、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十四条の規定に基づき、区長の附属機関として、杉並区環境審議会(以下「審議会」という。)を置

く。

2| 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一| 環境基本計画等に関すること。

二| 白書に関すること。

三| その他環境の保全に関する基本的事項

3| 審議会は、環境の保全に関し、区長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第十六条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員十五人以内をもって組織する。

一| 区民

二| 区議会議員

三| 学識経験者

2| 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の会長)

第十七条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第十八条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があつたときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第十九条 審議会は、調査審議のため必要があるとき、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出

<p>目次</p> <p>第一章～第四章 略</p> <p>第五章 削除</p>	<p>附則第四項による改正（杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章 略</p> <p>第五章 杉並区清掃審議会（第五十九条第六十三条）</p>	<p>旧 条 例</p>	<p>（委任）</p> <p>第四章 雑則</p> <p>第十五条 略</p>	<p>（委任）</p> <p>第五章 雑則</p> <p>第二十一条 略</p> <p>を求めることができる。</p> <p>（区民等の申出）</p> <p>第二十条 区民及び事業者は、審議会に対して、環境の保全に関する施策について意見を申し出ることができる。</p> <p>2 前項の規定により申出があつた場合は、審議会は、それを誠実に処理しなければならない。</p>
------------------------------------------	-----------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------	--------------	-----------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第六章及び第七章 略

附則

(環境清掃審議会への諮問)

第四条 区長は、廃棄物の適正な処理及び再利用の促進に関する基本方針その他の重要な事項の決定に当たっては、杉並区環境清掃審議会に諮らなければならない。

第五章 削除

第五十九条から第六十三条まで 削除

第六章及び第七章 略

附則

(清掃審議会への諮問)

第四条 区長は、廃棄物の処理及び再利用の促進に関する基本方針その他の重要な事項の決定に当たっては、杉並区清掃審議会に諮らなければならない。

第五章 杉並区清掃審議会

(審議会の設置)

第五十九条 廃棄物の適正な処理及び再利用の促進を図るため、区長の附属機関として杉並区清掃審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 廃棄物の処理及び再利用の促進の基本方針に関すること。

二 その他重要な事項に関すること。

3 審議会は、前項各号に規定する事項に関

し、区長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第六十条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員十五人以内をもって組織する。

一 区民 九人以内

二 区議会議員 三人以内

三 学識経験者 三人以内

2 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第一項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に区長が委嘱する臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(審議会の会長)

第六十一条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第六十二条 審議会は、区長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があつたときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

<p>附則第五項による改正（杉並区ダイオキシン類の発生抑制に関する条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p> <p>（基本方針の策定）</p> <p>第六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 区長は、基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ杉並区環境清掃審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 及び 5 略</p>	
<p>（基本方針の策定）</p> <p>第六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 区長は、基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ杉並区環境審議会 の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 及び 5 略</p>	<p>第六十三条 審議会は、調査審議のため必要 があるとき、委員以外の者を出 席させて意見を聴き、又は必要な資料の提 出を求めることができる。</p> <p>旧 条 例</p>